

法務総合研究所

研 究 部 報 告

30

— 保護観察対象者の分類の基準に関する研究 —

2006

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部は、最近、更生保護分野に関する研究として、「保護観察対象者の分類の基準に関する研究」を実施した。その結果を取りまとめ、ここに研究部報告第30号を刊行する。

我が国の保護観察は保護観察官と保護司との協働態勢によって実施されているが、この協働態勢を前提として保護観察対象者を処遇の難易により分類し、処遇困難とされた者に対しては、保護観察官が保護観察開始当初から、保護司との連携を密にするとともに、対象者と面接するなどし、処遇への直接的な関与を強めている。この分類処遇制度は、昭和46年から実施されており、現行制度は、昭和61年から実施され、既に20年を経過した。

現行の分類処遇制度において、保護観察対象者の分類は、一種の再犯・再非行予測に基づく分類票によって行われている。現行の分類票については、制度実施後20年が経過する中で、幾つかの問題点が指摘されてきた。本研究は、これらを踏まえ、現行の分類票の有効性について検討するとともに、これまで指摘された問題点を改善するため、分類に用いている評定項目を見直し、将来の再犯危険性の予測に寄与する新たな評定項目等を検討するなど、より有効な分類基準に関する研究を行うことにより、より良い分類処遇制度の在り方の検討に資することを目的としている。

本研究の結果は、現行分類票は現時点での有効性を十分吟味する必要がある、分類票の見直しを含めた新たな分類処遇制度の検討が望まれることを具体的に示唆するものとなった。本研究がいささかでも保護観察における分類処遇制度の検討に資することを願うものである。

最後に、今回の研究を実施する上で、御理解と御協力を賜った法務省保護局及び保護観察所を始めとする関係機関各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成18年2月

法務総合研究所長

中 井 憲 治

要 旨 紹 介

本報告書を利用するに当たっての参考として、以下にその要旨を紹介する。

1 研究の背景と目的

保護観察における現行の分類処遇制度において、保護観察対象者の分類に用いられている分類票（処遇困難性を予測するもので、一種の再犯・再非行予測表）について、策定後約20年を経過する中で、処遇困難性予測の判別力が必ずしも高くないのではないか、各項目の評点の重み付けが適切でないのではないか、評定項目の中には評定に当たって保護観察官の主観的判断が介入するものがある、現行評定項目のほかに対象者の処遇困難性の予測に資するより適切な指標があるのではないかなど、様々な疑問や問題点が指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、本研究では、相当な数の保護観察対象者の保護観察経過を追跡調査することにより、現行分類票の保護観察の予後の予測力を検証するとともに、保護観察官の主観的判断の余地を残す評定項目を排除する方向で、統計学的手法を用いて処遇困難性の予測力が高い新たな評定項目群を探索し、評定項目群の中の各項目に与える妥当な重み付けの方法を探ることとした。

2 研究の方法

(1) 調査対象者

全国の保護観察所で平成14年7月及び8月に新規受理した、交通事件、短期保護観察事件及び保護観察期間が3月以下の者等分類処遇の実施対象とされていない者等を除く、保護観察処分少年2,567人、少年院仮退院者828人、仮出獄者1,456人及び保護観察付執行猶予者715人、合計5,566人を調査対象とした。ただし、交通事件に係る対象者で暴走族類型に認定された者は、調査対象とした。

(2) 調査票の作成

全国の保護観察所に依頼して、調査対象者の属性、保護観察事件受理時の状況に関して調査票Ⅰを作成し、その後6か月間の保護観察の予後を追跡調査する調査票Ⅱを作成した。

(3) 分析の方法

CHAIDにより、調査票Ⅰの調査項目の中から保護観察の予後の良好・不良を最も判別しうる説明変数候補群を探索し、その結果得られた説明変数候補群を用いて、2項ロジスティック回帰分析により、予後の良好・不良を判別予測するための分類票の試案を作成し、現行の分類票による判別状況と比較検討した。

保護観察の予後の定義として、再犯・再非行の有無よりも広い概念を用いることとし、調査期間中において、1)「再犯又は再非行あり」、2)「身柄拘束（留置・観護措置・勾留、少年院入院、受刑）あり」、3)「所在不明等（3月以上連続して面接不能）あり」、4)「保護観察上の指導・措置（不良措置、引致状請求、呼出状送付、質問調査実施、他の遵守事項違反に対する指導）あり」のいずれかに該当する場合を「予後不良」、いずれにも該当しない場合を「予後良好」とした。

3 研究の結果

(1) 保護観察6月経過時の状況

調査対象者のうち、保護観察6月経過時（それ以前に保護観察が終了した者については終了時）に予

後不良状態に陥っていた者の占める率は、保護観察処分少年が15.8%、少年院仮退院者が21.7%、仮出獄者が10.6%、保護観察付き執行猶予者が21.5%であり、少年院仮退院者及び保護観察付き執行猶予者がほぼ同率で最も高く、仮出獄者が最も低かった。

(2) 現行分類票による分類結果の検討

調査対象者について、現行分類票の評定による分類で処遇困難とされた者の率（A分類率）と保護観察6月経過時の予後不良率とを比較すると、A分類率は、少年院仮退院者及び仮出獄者については予後不良率を上回っていたが、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者については大きく下回っていた。

「予後不良の中率」（保護観察6月経過時で予後不良であった者のうち、保護観察当初に「A：処遇困難」と判断された事件の割合）は、保護観察処分少年で10.7%、少年院仮退院者で35.7%、仮出獄者で34.8%、執行猶予者で23.4%であり、現行分類票を用いての予後不良の中率は、概して高いとはいえなかった。

(3) 調査票データによる予後不良の中率

ア 予後不良の中率

CHAIDによる分析によって得られた新評定項目群を用いての、2項ロジスティック回帰分析による予後不良の中率は、保護観察処分少年で56.3%、少年院仮退院者で55.0%、仮出獄者で61.3%、執行猶予者で59.1%であり、現行分類票による予後不良の中率よりも高かった。

イ 本調査の予後不良判別と現行分類票による分類との比較

① 保護観察処分少年

本調査の評定項目群には、非行経験に関連する項目が増えているほか、就労・就学に関する項目が含まれている。他方、現行分類票にある、家庭環境に関する項目は、予後不良の説明力が認められず、含まれていない。

特に、判別に効果的と考えられる変数は、「常習的無免許運転の有無」及び「不就労経験の有無」であった。

② 少年院仮退院者

本調査の評定項目群には、非行経験に関連する項目で、現行分類票にある「薬物濫用経験」に代わって、「中学校入学前での問題行動」及び「常習的無免許運転の有無」が含まれているほか、交友に関する項目が含まれている。

③ 仮出獄者

本調査の評定項目群には、対象者の属性に関する項目で、「受理時年齢」があまり意味のない項目として外され、それに代わり「性別」が含まれている。そのほか、現行分類票にある「薬物濫用経験・飲酒癖がある」という大雑把な項目よりも、「飲酒が原因の生活破壊・粗暴行為」という限定した項目が意味のあるものとして含まれている。

特に判別に効果的と考えられる項目は、「前回の保護観察の成績」と「保護観察開始時の同居者等」であった。

④ 保護観察付執行猶予者

本調査の評定項目群では、「年齢」等対象者の属性に関する項目は意味のない項目であると判断され、それに代わり「本件刑期」などの項目が含まれている。

特に判別に効果的と考えられた項目は、仮出獄者についてと同様、「前回の保護観察の成績」と「保護観察開始時の同居者等」であった。

4 まとめと課題

(1) 調査・分析の結果から、現行分類票による分類で処遇困難と分類される者の率（A分類率）は、保護観察6月経過時に保護観察の予後不良に陥った者の率と必ずしも対応しておらず、特に、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者のA分類率は、保護観察6月経過時に予後不良に陥った者の率よりも著しく低かった。

また、現行分類票の評定項目の中には、保護観察対象者の処遇困難性の予測力が十分認められない評定項目が見いだされ、他方、現行分類票には含まれていない、予測力を持つと認められる調査項目も見いだされた。本研究で試みた判別分析の結果は、現行分類票による分類結果よりも、予後不良の的中率が向上していた。

これらのことは、現行分類票の分類の基準点の変更、評定項目の入れ替え、判別方式の変更等、改定の必要性を示唆するものと思われる。

(2) 本調査が試みた保護観察の予後不良の判別は、現行分類票による分類よりも予測精度が高いものではあったが、本調査による判別をもってしても、予後不良の的中率を上げるためには、A分類率をかなり高くする必要があり（その場合、A事件の量が保護観察官の業務量の限界を上回る。）、A分類率が下がるように判別の境界点を設定すると予後不良の的中率が低下する（予後不良となるB事件が多くなる。）ことも明らかになった。このことは、分類処遇制度における分類方式をめぐって、例えば、保護観察対象者の類型別に分類票を作成することの検討等、分類の枠組みを改正する必要性をも示唆するように思われる。

研究部長

澁 佐 慎 吾

保護観察対象者の分類の基準に関する研究

研究官 西川正和
研究官 大場玲子
横浜保護観察所次長 前研究官 寺戸亮二

目 次

第1 研究の背景と目的	5
1 研究の背景	5
(1) 現行の分類処遇制度ができるまで	5
(2) 現行の分類処遇制度	5
(3) 現行分類票の問題点	6
2 研究の目的	7
第2 研究の方法	8
1 資料の収集	8
(1) 追跡調査の期間と方法	8
(2) 調査対象者	8
(3) 調査票	9
① 「I 保護観察受理時における調査」調査票	9
② 「II 6月経過時（開始後6月以内に終結したときは終結時）における 再犯等の状況」調査票	10
2 分析の方法	10
(1) 目的変数としての「予後不良」の定義	10
(2) 説明変数	10
(3) CHAIDによる有効な説明変数の選定	11
(4) 説明変数による目的変数の予測	11
第3 研究の結果	13
1 保護観察6月経過時の状況	13
(1) 保護観察係属の有無	13
(2) 予後不良の状況	13
(3) 再犯・再非行と身柄拘束、所在不明等及び措置・指導等との関連	14
2 現行分類票による分類結果の検討	16
(1) A分類率と予後不良率等の関係	16
(2) 分類の予測の精度	17
① 保護観察処分少年	17
② 少年院仮退院者	18
③ 仮出獄者	18
④ 執行猶予者	18
⑤ 調査対象者全体	19
3 調査票データによる予後不良判別分析	19
(1) 保護観察処分少年	20
(2) 少年院仮退院者	24
(3) 仮出獄者	26
(4) 執行猶予者	30

4	本調査の判別と現行分類票による分類との比較	32
(1)	説明変数と分類票の評定項目の比較	32
①	保護観察処分少年	32
②	少年院仮退院者	33
③	仮出獄者	34
④	執行猶予者	34
(2)	予測の的中率及び A 分類率の比較	34
5	試みた判別方式の実用化	36
6	研究結果をめぐる諸考察	36
(1)	現行分類票評定項目と本調査による説明変数の違いについて	36
(2)	分類処遇制度における分類票による保護観察予後予測の位置付け	38
(3)	客観的・科学的な保護観察の予後予測の必要性	39
第 4	まとめと課題	40
	巻末別表	41
	巻末資料	55
	参考資料	73
1	現行分類票	73
2	調査票	79